

就労の支援に係る施策等に関する事業の計画（事業計画）について

「事業計画」の策定方針

- 当該年度に重点的に取り組む就労支援施策をとりまとめた計画とする。
- 「就労の支援に係る施策等に関する事業の計画に係る検討・検証会議」を設置
この会議の意見を参考に都が毎年度「事業計画」を策定するとともに、実施状況を検証する。

≪構成員≫ 別添「委員名簿」参照

≪開催時期≫ 年2回開催（通年ベース）

第1回：9月頃（実施状況の検証、来年度事業に関する意見聴取）

第2回：2月頃（来年度計画策定）

＜参考＞ 条例(*)上の規定（第12条、第13条）【要旨】

- 都は、就労の支援に係る施策等に関する事業の計画（事業計画）を策定
- 都は、事業計画及び事業計画に基づく施策に係る実施状況を公表
- 都は、事業計画に基づく施策に係る実施状況の検証に当たっては、関係機関等の意見を聴き、施策に反映するよう努める

* 「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」

令和3・4年度「事業計画」の策定、実施状況の検証のスケジュール

